

池田町スポーツ振興激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、池田町スポーツ振興協議会設置要綱（平成2年池田町告示第10号）第2条の事業に基づく激励金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 激励金を交付する対象者（以下、「交付対象者」という。）は、次条に規定する大会に参加する選手とし、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 交付対象大会開催初日時点で池田町に住民登録がある者

(2) その他町長が必要と認める者

(交付対象大会)

第3条 激励金の交付対象となる大会（以下、「交付対象大会」という。）は、国、地方公共団体又は公益財団法人日本スポーツ協会加盟の競技団体が主催、共催若しくは後援する北信越大会及びこれに準ずる大会、全国大会又は国際大会であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。

(1) 大会の出場に当たり、県大会以上の予選会、選考会等を経て出場するもの。ただし、大会主催者が認める選出方法（推薦、標準記録等）により予選会、選考会等を免除された場合は、この限りでない。

(2) 開催地枠、招待枠その他成績によらない理由で出場する大会でないもの。

(3) 出場者の順位を競う大会であって、単なる出場者の交流を目的とするものでないもの。

(4) 予選会に参加した全ての者又は団体が出場できる大会ではないもの。

(激励金交付額)

第4条 激励金の交付額は次のとおりとする。

(1) 国際大会 1人につき 50,000 円

(2) 全国大会 1人につき 10,000 円

(3) 北信越大会又はそれに準ずる大会 1人につき 5,000 円

ただし、交付対象者が高校生以下の場合は1人につき 8,000 円とする。

(4) その他町長が必要と認める場合 1人につき 50,000 円以内

(激励金の交付申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする者は交付対象大会への出場が決定次第、速やかに交付申

請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

（１）交付対象大会の要項

（２）交付対象者が交付対象大会に参加することが分かる書類

（３）交付対象大会に係る予選会等の成績が分かる書類

（４）交付対象大会に予選会等を経ず参加する場合、所属団体等からの推薦状等

（５）その他町長が必要と認める書類

（結果報告）

第 6 条 激励金の交付を受けた者は、結果報告書（様式第 2 号）により、交付対象大会が終了した日から 30 日以内に町長に結果を報告しなければならない。

（激励金の返還）

第 7 条 町長は激励金を受けた者が偽り、その他不正な行為により激励金の交付を受けたときは、期限を定め、その返還を求めることができる。また、前条に定められた結果報告を行わなかった場合には、その返還を求めることができる。

附 則

この要綱は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。